

第8回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和7年2月10日（月）
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 水谷政利 | 2番 | 小野もと子 | 3番 | 石崎吉男 |
| 4番 | 廣瀬栄 | 5番 | 山崎美栄子 | 6番 | 飯村伸一 |
| 7番 | 三輪正 | 8番 | 高橋浩 | 9番 | 萩原重信 |
| 11番 | 山口和明 | 13番 | 本岡孝 | 14番 | 小松與平 |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 10番 | 高野 濟 | 12番 | 栗原 茂 |
|-----|------|-----|------|
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|---------|------|-------|
| 理事兼事務局長 | 塩 畑 浩 行 | 課長補佐 | 大和田 誠 |
| 係 長 | 鈴 木 直 行 | | |
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第4号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第3号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

7 会議の顛末

開 会 午後2時30分

議長）只今より、第8回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、2番小野もと子委員、3番石崎吉男委員の2名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、石崎委員、山崎委員、高橋委員、中嶋推進委員、大関推進委員、2班、廣瀬委員、萩原委員、本図委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約53アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約17ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約85アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約277アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。続いて、5 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、許可することに決定いたします。続いて、6 番ないし 7 番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 6 番ないし 7 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 24 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻や野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、6 番ないし 7 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。6 番ないし 7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6 番ないし 7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6 番ないし 7 番については、許可することに決定いたします。続いて、8 番ないし 9 番は、関連する案件ですので、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 8 番ないし 9 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 742 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻や野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に

該当しないため、8 番ないし 9 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。8 番ないし 9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8 番ないし 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8 番ないし 9 番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、10 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 10 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、実家の敷地内に車両で出入

りする際に、現進入路が狭隘のため、本申請地を転用したく、申請されたものです。なお、農地法の許可を得ずに使用してしまい、始末書が添付されております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続しており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、現在実家に家族4人で両親と同居されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、事業拡大のため、太陽光発電事業用地として利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在賃貸住宅に居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭で不便を感じるため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の5件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、農業用施設（畜舎）として使用され、28 年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 4 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、竹が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 4 号の 2 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

（※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明）

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 5 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 6 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧お願いします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第8回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時5分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年2月10日

議事録署名人

議 長

2 番

3 番